

転封実現過程に関する基礎的考察-延享四年内藤藩の 磐城平・延岡引越を素材として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学博物館 公開日: 2013-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日比, 佳代子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14066

転封実現過程に関する基礎的考察―延享四年内藤藩の磐城平・延岡引越を素材として―

* 日 比 佳代子

はじめに

本稿では、大名と領知の関係を検討する切り口として転封に注目する。

転封は家康、秀忠、家光の時尤も盛んに行われた。これは徳川氏による新しい領国体制の確立という目的のもと、外様大名の改易と転封、それに伴う徳川一門と譜代大名の配置という形で行われた。体制が確立した寛永期以降、外様大名の転封は減少するが、幕政執行の立場から享保期頃までは譜代大名の転封も盛んに行われている(グラフ一参照)。これまでの転封研究は上記の様な政治史的な観点から分析され、多くの成果を上げてきた。

一方で、上記の「幕府と藩」という政治史的な視点から、「大名と領知」の關係に視点を移すと、転封研究には違った側面が見えてくる。領主の入れ替えが領民にとってどの様な意味を持つのか、同時に藩にとって転封はどの様な意味を持つのか、また転封後藩政機構がすぐに機能し新領統治が可能になるのはどの様な仕組みがあったからなのか、といった新たな課題が生じるのである。

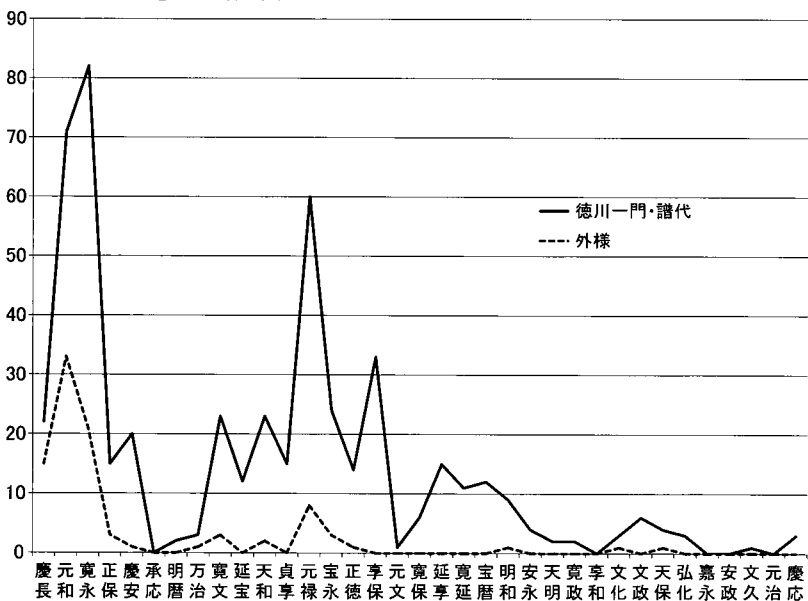
転封時の貢租の取り扱いや転封反対一揆などの研究がみられるものの、転封を「大名と領知」という視点から分析する研究は多くはない。これらの課題を検討する事は個々の転封を明らかにするにとどまらず、藩社会のあり方、地域社会と藩との具体的ななかかわりや藩同士の関係を問う近年の藩研究の課題に答える事にもなる。

転封を経験した藩では、後の参考の為に転封記録を作成する事が多く、さらに他藩がこれを借り写す事例も見られる為、譜代大名家文書には転封の一件記録が

散見される。転封の一件帳は、転封を行う上で必要になる幕府や他大名家とのやり取り、作成する書状や帳面、城引き受け渡しの手続き等が効率的にまとめられており、転封の分析をするにあたって、我々に多くの情報を与えてくれる。その反面、案件記録という性格故に、記録作成者が先例として必要ではないと判断したものは記録されないという側面があり、藩内部の動きや儀式化されていない領民とのやり取りなどは残りにくい。筆者の問題関心から言えば、一件記録以外にも史料を求め、記録されにくい側面を拾っていく事が重要になる。

以上のような点を踏まえ、本稿

グラフ1 大名の転封数の推移(藤野保『江戸幕府崩壊論』の「大名の改易・転封一覧」より作成。)



では転封時の藩の日記を中心史料とし、転封を論じるにあたっての基礎作業として、転封を告げられてから城引き受け渡しを終了するまでの経過を明らかにする。藩の日記を使う事によって、これまで見えにくかった藩内での具体的対応や、家中の役割配分など、転封実現の具体的な過程が示されるだろう。

ついでには、検討対象を延享四（一七四七）年内藤藩の磐城平から延岡への転封とする。譜代大名の内藤家は、江戸時代に二度の領知の移動を経験している。一度目は、元和八（一六二二）年に内藤政長が上総国佐倉四万五千石から陸奥国磐城平七万石に転封した。磐城平領の旧領主は鳥居忠政で、鳥居は出羽国山形二〇万石へ転封した。二度目は、延享四年に内藤政樹陸奥国磐城平七万石、牧野貞通日向国延岡八万石、井上正経常陸国笠間六万石の三方領知替で、内藤家は延岡へ、牧野家は笠間へ、井上家は磐城平へ転封した。

分析にあたって中心史料とするのは、内藤家文書の延享四年「万覚帳」である。⁽⁶⁾ 本史料は、江戸藩邸御用部屋職務記録で、江戸と国許で交わされた書状の写なども記録されている為、転封時の藩内の動きを知る事が出来る。この史料は延享四年の内藤藩の様子を多面的に示してくれるが、一方で転封時の書類・帳面の作成や授受、城受け取り渡し時のやりとりなどについては記されていない事も多い。これを補う為、「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」、「奥州岩城より日州延岡江御所替二付萬留書」⁽⁷⁾などの転封の一件記録を補足的に使用した。以下の記述は断らない限り延享四年「万覚帳」を出典とし、これ以外のもは、その都度注記する。四章はこの限りではない。

なお、本稿は明治大学博物館二〇〇九年度特別展「大名と領地―お殿様のお引越―」展の準備過程で得られた知見を論文化したものである。

一章 三月 転封の知らせ

一節 国許への知らせ

延享三年、磐城平藩の周囲で二つの所替があった。棚倉藩松平武元（五万四〇〇石）、掛川藩小笠原長恭（六万石）、館林藩太田資俊（五万石）の三方領知替（松平

家は館林へ、小笠原家は棚倉へ、太田家は掛川へ）、泉藩板倉勝清（二万五〇〇石）と相良藩本多忠如（一万五〇〇石）の所替である。内藤家は棚倉の所替に対して領内の紺屋町利兵衛を、泉の所替に対しては領内の小名町権三郎を物間に派遣している。磐城平周辺は幕領、譜代領の集中する転封の多い土地柄であり、内藤家は他藩の転封に注意深く情報収集を行っているのである。とはいえ、延享四年の内藤家の転封過程を見ていくと、元和八年に入封してからおよそ一二年間磐城平を治めてきた内藤家にとって、転封は隣国で起こる事としては日常的な事でも、自領の問題としては意識されていなかった様子が窺われる。延享四年三月二日江戸着磐城平差出の書状では、泉領新領主本多家は郡方からは挨拶をして来たが、家老による挨拶がないと憤慨を込めた報告がされている。この数ヶ月後に自らが転封する事になるとは、思いもなかっただろう。

延享四年三月一日、内藤家の江戸藩邸へ登城の老中奉書がもたらされた。内藤家では内容は把握していなかった様子で、「御用之趣者不相知候得共」と記している。翌一九日、政樹は江戸城御座の間で所替を命じられた。内藤家は延岡へ、牧野家は笠間へ、井上家は磐城平へという三方領知替であった。同日、国許へ転封を知らせる書状が送られた。書状には、「御所替数年中放之儀、定而御家中取騒可申候間随分穩便ニ取鎮、火之元等大切ニ致候様」「御所替朔而百三十年ニ及候事故、此飛脚致到来候ハ、早速其表御家中末々迄取騒可申候」と記されており、内藤家中にとつて転封が衝撃的な知らせであった事を感じさせる。また、転封が命じられた以上磐城平は自家のものでは無くなる為、家中屋敷や屋敷内の竹木、領内の山林竹木を荒らさない様にとの指示も出されている。同書状では領内の寺院に貸し置いていた仏像を引き上げる事、遠国故引き払いには困難が予想されるので、内藤家分家内藤政業が藩主の湯長谷藩に荷物を預け、追々江戸に送る事、⁽⁸⁾ 米粉一万俵は引き渡しの重要事項であるため入念に執り行う事などが記されている。

二〇日、呼び出しに応じて内藤家江戸藩邸留守居保井勘左衛門が勘定所に出向くと、御殿詰組頭八木半三郎から磐城平領の郷村高帳を作成する様に命じられた。

案詞帳面を渡されて、下帳で伺った上で清書を提出する様にとの指示であった。早速、同日の江戸発磐城平宛書状で国許へ郷村高帳作成の指示が伝えられた。⁽⁹⁾ またこの書状では、城引き渡しの時期は類例から近国で三ヶ月後、遠国で四ヶ月後となっており、八月になる可能性が高い事、家中の女が磐城平から延岡に移動する際に関所を通らなければならない為、証文と家中女惣人高帳面を関所に提出する必要がある事等も伝えている。

二一日、内藤家の内桜田番所勤めは御免となり、同日夜に磐城平に転封の知らせが届いた。翌日、転封が告げられてから四日目となる二二日に内藤家中と領民に転封が知らされたのである。

二節 他大名家とのやりとり

所替を実行するにあたり幕府が直接的に関与するのは、城受け取り渡し日の決定、領知の郷村高帳の提出指示と新所領の決定、上知の手続き、受け取り渡しに必要になる諸書類の提出指示、城受け取り渡し時の監督などで、事細かに城受け取り渡しまでの指示を出す訳では無かった。日程調整や書類の作成、城受け取り渡し時の人員配置や装備、統治内容の引き継ぎなど、多くの事項が自家の転封に関する経験や情報蓄積、類似する条件の先例にもとづいて、転封相手の大名家との緊密なやりとりの中で進められた。大名家同士のやりとりはそれ自体で興味深いものであるが、紙面の関係上この問題については別稿を期すこととし、本節でその一例を挙げるに留めたい。

転封の命を受けた一九日、藩主の登城を受けて御城前に詰めていた内藤家江戸藩邸留守居宇野與太夫は、早速井上・牧野両家の御留守居衆と対談をしており、その日の内に留守居同士がそれぞれの江戸藩邸に挨拶に行っている。⁽¹⁰⁾ 二〇日江戸発磐城平宛書状には、井上家と牧野家だけではなく、最近所替した小笠原長恭、太田資俊、松平武元の留守居と寄合をして詳細を決めて行くこと記している。この様に転封の為の情報収集は転封相手の大名家以外にも求められている。

さらに情報を問い合わせる先は旧領主にもおよんでいる。二六日深夜江戸に到

着した磐城平差出の書状には、国許では城付の武具の内容がわからず、「先年御所替之節之古帳面諸向江相尋候得共未夕相見出不申候」ため、他から書き抜いた情報を送ると記されている。この書状に対して江戸からは、国許では先例も分からないし、送って来た書付も使えないものであるので、類例を聞いて追々送ると回答している。国許からの書状への対応であろうか、翌二七日、内藤家留守居保井勘左衛門が、磐城平の前領主である鳥居家の留守居瀧山与次右衛門方を訪問している。鳥居家が磐城平領を治めていた時代の城築縄張と磐城平城の城付武具の数について尋ねたという。

国許へ転封を知らせた一九日江戸発の書状では、「今度御所替之儀無其表二而万端当惑可致ト存候、棚倉御所替之格ト先可相心得候、夫二付久敷儀故諸事之取始末殊之外 御氣遣二被 思召候」と、藩主も元和八年以来の転封に準備が順調に進むか気を揉んでいる事が記されている。延享段階では、先例の蓄積によって一定の転封の作法ができあがっていたが、元和八年の磐城平入封時には十分な作法形成はなされていなかったとみられる。三ヶ月程先のやりとりになるが、六月一四日江戸着磐城平差出の書状への江戸回答に興味深い記述がある。内藤家には旧領主鳥居氏から引き継いだ土地台帳があり、当時これを「最上帳」と称していた。これについて、元和八年の鳥居家からの城引き渡しの際に帳面の引き渡しはなかつたので、後日最上まで行って鳥居家から郷村高帳をもらった。だから最上帳と言うのだと記しているのである。国許で磐城平入封時の情報が整えられなかつたのは、引き継ぎ文書などの取り決めが無かつた入封時の事情にも起因している事が分かる。⁽¹¹⁾ 長期間にわたり転封を経験せず、先の転封時の情報も十分ではないという状況は、内藤家にとつて他大名家からの情報収集をより重要なものにしたのである。

また、正徳二年に三河吉田から延岡へ転封し、三六年間延岡を統治してきた牧野家からは、特に様々な情報を得ている。二六日江戸発磐城平宛書状では、牧野家地方役人に話を聞いたところ、延岡領の年貢は磐城平領より少ない上、京大坂長崎の勤め向きも多く、遠国の往来は出費も多い。だから、今までの家中の人数

でやっていけるか難しい。「軽キ者」が御暇を願い出てきたら不憫ではあるが少しづつ人数を減らしてゆくしかないだろうと記されている。転封先の家政向きの情報を入手して、早くも新領知に適合的な家臣団規模が模索されているのである。同書状では、「延岡領者浮役小物成品々多、取立殊之外六ヶ敷相聞工候、新規之者吞込兼申候」として、現在牧野家の地方担当者江戸に在る為、早々に郡方の役人を江戸に登らせ、話を聞く様にして居る。そして、「追而御引渡前三拾日程茂先達而延岡罷越、諸事牧野様御役人江対談無之候而者罷成間敷候」として、城受け取り日の三十日前には業務引き継ぎの為に現地入りする様に命じて居る。

牧野家からもたらされる情報は領内統治に関わるものだけでは無かった。二七日江戸発磐城平宛書状では、延岡までの道中で家中が問題を起さない様に、道中の立ち寄り見物、押し買い・押し売り、喧嘩口論、遊女博打などを禁じた条目が下されている。この条目も、先年牧野家が延岡へ所替になった時に家中に仰せ渡したものに、内藤家側で加筆したものであった。家中引越しに際しての条目すら、牧野家から引き継いだものだったのである。

三節 転封準備と江戸藩邸

転封が告げられた翌日、江戸にて「御引渡御請取迄之間諸事承合旁御用懸」に留守居宇野與太夫が命じられた。これを告げた二〇日江戸発磐城平宛書状には、今回の任用を「此度之儀万端御留守居御引受不申候而者難成候付」と説明している。また、二四日には江戸で御用懸頭取に佐々三郎右衛門、吟味方御用懸に杉山八兵衛が命じられ、二六日江戸発磐城平宛書状でその旨が伝えられている。同じ書状で、今回の転封は国許には先例が無いので、平生は役方で処理している事でも、受け取り渡しに関わる事は飛脚を立てて一々伺う様に、としている。これ以前の書状でも書類作成や荷造りなどについて不明な点は江戸に確認する様にとの指示が出されていたが、転封に関わる諸事について、日常的な意思決定のルートとは異なり、江戸藩邸の意思決定に従って進めるといふ事が確認されたのである。

これまで見てきた様に、転封にあたっては幕府とのやり取りに加えて、大名間

の情報交換、打ち合わせが重要な意味を持った。この為、転封の全体を統括する実務役人は江戸藩邸から選ばれたし、全般的な指示は江戸藩邸から発せられる事になったのである。無論、転封を実行する為の個々の役割は国許の役人にも担われたが、情報の集約点・指示命令の拠点は江戸藩邸にあった。

転封の命が下るとすぐに、江戸から国許へ事細かな指示があらゆる方面に渡って出され、城、家中屋敷を始め領内の様々な情報を江戸に送るようにとの指示も出され始める。国許からも報告や問い合わせ、相談の書状が送られ、以後大量の書状がやり取りされる事になる。とはいえ、他大名家とのやり取りもあり、転封の準備は書状のやり取りだけで済むものではなかったから、内藤家中は打ち合わせをしたり引き継ぎを受ける為に頻繁に移動をする必要があった。全てをあげる事は不可能であるから、二、三の事例を挙げておこう。

先述した様に、二六日江戸発磐城平宛書状で、牧野家の地方担当者に話を聞く様江戸から指示が下されていたが、これについては、二九日に磐城平で、郡方の役職の一つである下郡の猪狩清右衛門が、江戸に登って「取立之諸方万端承合候様二」と命じられた¹²。江戸に登った猪狩は、四月一日に牧野家中市川用左衛門から延岡の取箇、小物成について話を聞いている。さらに、翌二日に豊後日田代官岡田庄太夫の元手代で、延岡辺りの取箇に精通した地方巧者、現在浪人の三好幾右衛門と面談をし、同月一六日に磐城平へ帰っている。

勿論、逆に江戸から国許へ役人が派遣される事もあった。御用懸頭取佐々三郎右衛門は、磐城平の御用席との打ち合わせは書状のやり取りでは済まないとして、任用から三日後の二七日夜に江戸を立ち磐城平に向かっている。

大坂もまた重要な地点となった。これまで内藤家は主に江戸と国許を行き来するだけで済んでいたが、新領知は西国延岡であった為、新たに大坂にも拠点を作らなければならなかった。二六日以降、江戸から磐城平に宛てた書状には、早急に大坂に万端を引き受ける役人を置いて、牧野家大坂留守居と面談をし、延岡への船路の事等も段取らせなければ埒が明かないと記されている。また、この役は留守居の様な役で、国許しか知らない様な者では勤まらないと、外交能力の高い

者をあてるべく検討がなされている。その結果、二九日に磐城平で加藤勘兵衛を大坂表諸向御用、斎藤儀左衛門を差し添えに命じ、江戸で諸事を確認し大坂へ出立する様にと指示している⁽¹³⁾。彼らは五月四日に磐城平から江戸へ立ち、諸事を確認した上で五月二七日に江戸を出立、六月一六日に大坂に到着している⁽¹⁴⁾。

二章 四月 上使の決定と家中引越の準備

一節 上使の決定

四月四日、磐城平城と延岡城の引き渡し上使が命じられ、磐城平城の上使は使番建部傳右衛門と書院番石巻権右衛門、延岡城の上使は使番牧野織部、小姓組松平藤九郎となった事が内藤家に伝えられた。四月七日江戸発磐城平宛書状によれば、延岡受取方家老を内藤治部左衛門が、磐城平渡方家老を穂鷹吉兵衛が勤める事を上使へ報告したとある。受取方、渡方というのは現地で城引き受け渡しや引き継ぎの手続きを行う役人達の事である。その人員については後述する。上使決定から二、三日の内には、受取方渡方家老を報告した事になる。

一日、上使建部宅へ呼び出され留守居宇野與太夫が出向くと、石巻列座で書付を二通渡された。磐城平領の城邑に関して報告を求めた書付と提出すべき絵図の作成指示を記した書付であった。それぞれの内容を一覧にしたのが表一、表二である。他の転封の事例でも、上使は城を引き渡す大名家に表一と同一内容の指示をしている⁽¹⁵⁾。上使から城邑について報告を求められるのは転封の作法としてある程度定式化されていたのであろう。

また、上使からの呼び出しは城を受け取る側に対しても行われた。一二日、上使牧野織部宅に呼び出され留守居保井勘左衛門が出向くと、松平藤九郎列座で書付を渡された。この書付には、①牧野家中と相談して延岡城受け取り日の候補を二日程提出する事、②延岡城受け取りの全役人の名前の書付と牧野側家臣と内藤側家臣が各所で交代を行う際の武器・人数の書付を提出する事、③家来衆が延岡へ先発する際は事前に報告をする事、が記されていた。①と②は表一の一、四、五項目に対応するものである。

表1 上使の報告要求項目及び指示

磐城平引き渡しの日程候補を二日程記した書付（井上家家来衆と相談の事）	内藤家で決める
磐城平城絵図・扣	内藤家で仕立てる
磐城平城附武具の書付、あれば城米の書付（但し縦帳で扣共四冊）	内藤家で報告する。御城米は三〇〇〇石と書き出す予定
城中番所で交替する人数と武具数の書付	内藤家で数を決めて報告する
城引渡の惣役人の名前の書付	数が決まり次第報告する
城内侍屋敷と足軽屋敷数の書付、屋敷付の戸障子畳数を改め、その写しを帳面にする事。磐城平で受けとる。	井上家で作成
城下人別町数・牛馬数改の書付	井上家で作成
公儀の関所や藩の関所、口留津留番所の有無、城下近辺の道法	井上家で吟味、作成
船着の有無、船数	井上家で吟味、作成
御朱印地寺社、除地寺社の書付	井上家で吟味、作成
御預人、公儀囚人、牢舎の者の有無	井上家で吟味、作成
切支丹類統の有無	井上家で吟味、作成
道中日数道法泊休の書付	井上家で吟味、作成
親類中への分知の有無	井上家で吟味、作成
磐城平領の三年分の物成の平均値、浮所務の有無の書付	郡方五ヶ年平均帳が出来次第、子年からの三年分で作成
堀廻り、町数、城内井戸数の書付	井上家で吟味、作成
両上使の磐城平逗留中の旅宿は程近くにする事、侍屋敷でも町屋でも構わない。普請、畳替などは不要。	町屋旅宿の予定。

表2 城絵図の覚

色分の事	内藤家が仕立てる
寺の院号寺号の事	内藤家が仕立てる
町之名の事	内藤家が仕立てる
札場の事	内藤家が仕立てる
城下から東西南北、他領への方角の道法の事	井上家で吟味、作成
大手から町までの道法の事	井上家で吟味、作成
旅宿の事	建部傳右衛門宿は一丁目與作方。石巻権右衛門宿は一丁目庄兵衛方と書き出す

城受け取り渡しの際補日は上使から両家で相談せよと指示され、大名同士で候補日を決める訳だが、実際に大名がやり取りをするのはそのレベルに留まらなかった。上使建部・石巻から渡された書付二通は「万覚帳」にその写が書き留められているのだが、各事項を内藤家と井上家のどちらが処理するかが、付札という形で書き込まれている。これを表一、二の右枠に記した。付札の存在を踏まえれば、上使決定後、程なく城引き渡し側の大名家へ城邑の情報を提供する様に指示がなされ、新領主となる大名家と打ち合わせの上、分担を決める段取りになっていた事が分かる。

表一、二に見られる様に、井上家も新しい領知について報告をするのであるから、新領主となる大名は入封前に新領知について既にかんがりの情報を入手している事、大名同士の共同作業で転封が進められている事が分かる。なお、城受け取り渡しの際補日については、牧野家と内藤家の相談の結果、八月四日か七日の案が出て、井上家にも差し障りが無かった為、候補日をその両日とする事にした。候補日決定は上使の指示から一日後、四月二二日の事である。

表一の一七項目にある様に、城引き渡し時には、関係者の宿を用意しなければならぬ。この件は、三月末から江戸国許間の書状のやり取りの中で話題に登っている。引き渡し前は侍屋敷を宿とし、引き渡し後は町宿に引き移るのが先例であったが、上使から侍屋敷・町屋は問わないと言われていた。そこで、宿が増えて修復場所が増えるのを避ける為、三家で相談して町宿にする事にし、その線で調整が進んだ。⁽¹⁶⁾ 四月一八日、上使建部の旅宿は一丁目遠藤與作方、上使石巻の旅宿は一丁目庄兵衛方、郷村受け渡しを担当する代官竹垣治部右衛門の旅宿は二丁目太兵衛方とし、井上家受取方の面々の旅宿は三丁目、内藤家渡方の面々は四丁目、五丁目を旅宿とする事が磐城平にて町奉行に申し渡されている。⁽¹⁷⁾ なお、転封における代官の役割については後述する。

上使からの書付提出の指示はその後も行われた。二七日に上使建部宅へ呼び出され留守居保井勘左衛門が出向くと、石巻列座で書付を渡された。その内の一通は城郭に関する質問で表三に示した。これ以外に、上使が磐城平へ向かう際に必

要になるであろう、

千住磐城平間の御料私領城主とこの間の距離を記した書付を二通と、上使の控え用に磐城平領の絵図二枚を提出する様に求められている。同日、上使牧野織部方へ呼び出され留守居宇野與太夫が出向くと、松平藤九郎列座で、尋ね事があれば江戸で聞く事、引き渡し

表3 四月二七日 建部・石巻から渡された書付

地侍并浪 []	書付磐城平 []	候事
城建家坪数并城地何町四方有之哉之事		
磐城平城内住居絵図式枚御指出可被成事		
城之高サ之事		
堀之深サ堀幅之事		
城築誰ニ候哉之事付繩張之事		
代々城主之事		
弓鉄砲狭間数之事		
硝煙貝数之事		
巢鷹山有之哉之事		
入代り番所何方何ト申所委細承度候事		
御知行外之國ニ茂有之哉之事		
於磐城平領従公儀建候制札并法度書付有之哉之事		
従 公儀之傳馬馬借有之哉之事		
城下侍屋敷足輕屋敷数之事		
磐城平 []		
厩数并馬数 []		
家来鎗驗并惣人数合印書付可被差出候事		

* 虫食いが激しい為、史料をそのまま引用し不明箇所は□、[]で示した。

時に雨なら雨具を着用する事の二点を示した書付一通を渡されている。

以上の様な上使からの指示に対し、内藤家では四月一二日に上使建部・石巻から受け取った書付の写二通を国許へ送り、「向々へ申付書拵次第早々為指登可申候、委細者右御書付之通ニ付具二不申遣候、右之内江戸ニ而相済候分者致附紙申候。」と伝えている。また、四月一九日には、井上衆へ「磐城平城引渡武具并役人之覚」と「引渡諸番所之覚」を渡しており、大名間でやり取りが進められている様子が窺われる。⁽¹⁸⁾

この様に、内藤家では江戸藩邸や国許で調査、書類の作成を行い、井上家、牧野家ともやり取りを交わして、上使への報告準備を進めた。内藤家では、二ヶ月後の六月一〇日に上使牧野織部、松平藤九郎へ延岡受取方惣役人の書上、交代を行う際の武具・人数の書上を提出し、延岡へ先発する家臣が追々磐城平を出発している事を報告している。⁽¹⁹⁾ 上使建部・石巻への書付提出については、七月一日江戸発磐城平宛書状に関係記事がある。曰く、上使に提出する帳面は、磐城平では「御屋形帳屋敷帳」(表一の六項目に該当しよう)だけで、それ以外の諸帳面や絵図

は全て江戸で提出が済んでいる。他に磐城平で準備しておく帳面や絵図はないと記している。ここから、提出日は不明ながら、七月一日には提出が済んでいた事が確認出来る。

二節 家中引越の準備

四月になると家中の引越準備も除々に進んでいく。磐城平から延岡への移動について、内藤家では三月二〇日江戸発磐城平宛の書状で、東海道ではなく中仙道を通る事を検討していた。理由として、⑦白河から姫路への所替で日光道中山から木曾路経由で引越した例がある事、⑧東海道は表向きの道で相応の装備が必要になる上に箱根の関を越えるのも大変だが、木曾路は脇道往還で碓氷の関所は内藤家分家内藤政苗が藩主の安中藩領で都合がよい事、を挙げている。早速三月二七日には、留守居保井勘左衛門が、道中奉行神谷久敬用人と面談し、所替で家中の者が移動するにあたり中仙道を通る事に問題はないかどうかを相談して、神谷の問題がないという意向を確認している。その後、四月三日江戸発磐城平宛書状で、木曾路通行について、道中奉行水野忠伸・神谷久敬へ届けを出し了承された事、通行する人馬数が多いと駅々が難儀するので、人員は日割をして少しずつ毎日の様に通行する様にと指示された事を伝えている。同書状では、日割人馬高が決まり次第兩人に報告するので、移動の惣人数が決まったら組み分けをして江戸に報告する様にと国許へ指示している。

磐城平から延岡に大量の荷物を運び、家中とその家族を移動させるのであるから、所替には莫大な費用がかかった。三月二二日磐城平発江戸宛の書状で、所替の費用について触れている。曰く、「此度御所替二付御引払御用御城廻御繕御入用金并御家中引料渡旁御金高多相掛り可申候、程位と難斗御座候得共大図式万両斗茂御入用可有御座候哉」と、所替に伴う支出は試算したいが二万両程にもなるのではないかとしている。また、これが調達出来ない場合は、「兵庫屋統其外御用御頼之者共此節之事ニ御座候間御用金被仰掛可然存候」としている。

四月九日江戸着磐城平差出の書状では、輸送する荷物は四千駄余、四分の一を

湯長谷に預け、四分の一を延岡、四分の二を江戸に送るとして費用は四千両余と見積もっている。試算とはいえ、荷物の輸送だけでも莫大な費用がかかる事が分かる。この様な膨大な支出に、所替の費用は容易には調達しがたかつたらしく、四月一五日、内藤家の蔵元である兵庫屋弥兵衛、同じく蔵元の兵庫屋治兵衛、御商人の柳屋源兵衛を江戸藩邸に招き、藩主御目見の上、それぞれ七〇〇両、三〇〇両の御用金を命じている。

先にあげた三月二二日磐城平発江戸宛の書状には所替に伴う支出として「家中引料」があげられていた。所替に伴う引越は家中にとっても大変な物入りであったから、藩から手当が支給されるのである。四月一八日に、磐城平にて家中への引料が仰せ渡されている。家老は金二四五両、組頭は金一八四両、年寄・用人は一二六両、物頭以下普請奉行までが七五両一分、三〇〇〇一〇〇石までの平士が五一両一分、知行扶持切米取一〇〇俵以上が四〇両三分、同五〇俵から九九俵までが三〇両二分、扶持切米二七俵から四九俵までが二一両二分二朱、扶持切米二六俵以下が一三両一分などとなっている。但し、引料が足りないとして借入金⁽²⁰⁾の願いを出す事は認めず、引越が出来ない者は願い次第に永御暇を下すもしている。往來の入用は藩が担うとはいえ、所替にあたって藩士達は屋敷を引き払って家族を連れて延岡まで行かなければならないので、この引料で延岡まで移動するのはかなり厳しかった様である。貸し付けはしないとしているが、実際には、二〇〇石前後の実務担当の藩士達が延岡に先発した時の記録をみると、藩から引料以外にも借入金を用立てて貰っている。

また、四月二六日江戸着磐城平差出の書状の中には、実子も養子もない者が所替道中で死亡した場合、思召しにより名跡を仰せつけてもらいたいの願書の案文がある。家中引越にあたっては、藩側も様々な配慮をしているのである。

先述した様に江戸と磐城平の書状のやり取りの中で家臣団をある程度整理する事に触れていたし、抱えて一代しかたっていない者には暇を下すのもやむなしという方針も見られる⁽²¹⁾。しかし、それはあくまで「軽キ者」に対しての事であった。家中の士気を保ち滞りなく転封を実行する事は、藩にとって重要な課題であった。

三月二〇日江戸發磐城平宛書状には、「遠国江御家中引越二付、只今二而者御減少ニ而茂定府ニ相成度ト申者多ク可有之候、此所御取扱御据り無之候而者御願茂多出来候歟、亦者過分之引料不被下候而者引越不能成ト申達多可有御座候」と記されている。遠国への引越を忌避して定府を願う者や暇を願う者が出る事も懸念されているのである。三月二四日磐城平発江戸宛の書状では、延岡に行く予定の内藤全稀（家老内藤治部左衛門の父）⁽²²⁾が、

兼而船至而不得手ニ御座候、磐城濱辺江罷越一兩度茂船ニ乗見候処、六七間之所茂成兼早速眩暈差発氣絶同前之事御座候。右之趣尊神以偽無御座候。依之六本木、本庄何レ之御屋敷内成共拜領被 仰付被差置被下候様ニ相願申候と言ひ出して来た事を伝えている。家老の父が、船路が絶えられないから江戸に屋敷を拝領したい、つまり延岡には行きたくないと言ひ出したのである。この内藤全稀の申し出に対して、二七日発の江戸からの返信では、「目当ニ致候全稀引立之了簡無御座候而者末々猶以引立申間敷候、誠此度之儀御家中始り無之御大変殊ニ遠国ト申御家中一同之難儀ニ御座候間、此節戰場同前ト据り武士之討死士之本意ト申程」の心得でなければ実行出来ないと強い調子で返している。転封を命じられれば譜代大名は従わざるをえないが、実際に転封する事はそう簡単では無かったのである。

三章 五・六月 役職の整備と引越道中

一節 引き受け渡しに関連役職の整備

四月も後半になると現地での引き受け渡しに携わる役職の整備が一層すすみ、六月に入ると先発する家臣達の出立がみられる様になる。本節ではその間の様子をみてゆく。

四月二三日江戸發磐城平宛書状では渡方と受取方の人員が検討されている。渡方と受取方には留守居を入れる必要があるとして、特に延岡の受取方については、江戸で仕事を呑み込んでおかないと帳面だけでは済まないとしている。引き受け渡しの実務を中心的に担う者には、江戸で仕事の修得ができ、外交的な要素を持つ

ている者が求められているのである。同書では磐城平へは留守居宇野與太夫、延岡には留守居代として和田平兵衛を遣わすつもりとしている。翌日二四日には江戸御用部屋にて和田平兵衛が延岡受取方の留守居代に命じられている。そこでは宇野には触れていないが、これは既に宇野が所替御用懸に任命されている為であろうか。その後の江戸磐城平間の書状のやりとりの中に「此度之御用磐城之儀ハ宇野與太夫一式吞込罷下、延岡之儀ハ和田平兵衛一式吞込罷越候趣」とあり、この二人が引き受け渡しの中心的な実務担当者である事が確認される。

続く二八日には磐城平で、郡奉行の増田稲右衛門が延岡御先御用に命じられている。⁽²⁴⁾下郡の猪狩清右衛門、吉田長右衛門を差し添えとし、勘定方から猪狩牧右衛門、吉田文治も連れて行く様に指示されている。この猪狩清右衛門は、先述した様に、四月一日に江戸で牧野家中から延岡の取箇、小物成について指導を受けた人物である。御先御用が農政財政担当者による引き継ぎという要素をもっていた事を窺わせる。

さらに、五月七日江戸發磐城平宛書状では、渡方として揃えるべき役職と人数を告げて、候補者をあげる様にとの指示が出されている。この時期には渡方、受取方共担当者が確定していったとみられる。なお、その後の記録から確認される渡方と受取方の人員は表四・五のとおりである。

受取方、特に実務を担い牧野家側との打ち合わせや引き継ぎを必要とする者達是一般の家中に先行して磐城平を出立しなければならぬ。先述の通り、三月二六日江戸發磐城平宛書状では、延岡の浮役小物成の取り立てが複雑である事から、城受け取り日の三十日前には業務引き継ぎの為に適当な人物を現地入りさせる様指示していた。また、五月二四日江戸發磐城平宛書状では、受取方は六月五、六日頃には出立する事、延岡には城受け取りの二〇日前には到着し万端の確認をしておく様にと指示している。してみると、御先御用は城受け取りの三〇日前、それ以外の受取方は二〇日前に現地入りする段取りである。

御先御用、受取方を務める家中の実際の出立状況を見ておこう。まず、六月二日に増田稲右衛門らが磐城平を出立している。この段階では城受け取り渡し日は

表4 受取方〔御得替抜書〕〔内藤家文書〕1-31-63〕より)

家老	内藤治部左衛門
組頭	加藤又左衛門
用人	久世與兵衛・三松勝右衛門
番頭	大嶋半兵衛
留守居代	和田平兵衛
物頭	大嶋兎毛・今村八郎兵衛
船奉行	片岡権右衛門
長柄奉行	加藤忠太夫
取次	伊木安左衛門
郡奉行	増田稲右衛門
町奉行	今泉郷左衛門
目付	三宅権左衛門・今西貞之進
使番	村田新右衛門・三松幾右衛門
宗門改	江上佐太夫
普請奉行	近藤十右衛門
樽奉行	加藤傳右衛門
勘定頭	山田伊左衛門
賄役	藤田用右衛門・阿波儀左衛門

表5 渡方(八月三日井上家受取方と参会した内藤家渡方)

家老	穂鷹吉兵衛
組頭	近藤惣兵衛
用人	樋口左衛門・加藤善右衛門
留守居	宇野與太夫
郡奉行	川路仁左衛門
町奉行	清水五郎右衛門
大御目付	加藤善兵衛
勘定奉行	片寄傳五右衛門
樽奉行	大橋左七

告知されておらず、候補日を目安に先発隊の派遣が進められていた。増田らが江戸に向かっていた六月五日に、江戸で警城平上使、延岡上使双方から城受け取り渡しの定日を八月七日とする事が告げられた。延岡城引き渡しは、海路の為延着が生じた場合には到着の翌日に内見分をして、翌々日に引き渡しを行うと指示されている。⁽²⁵⁾ 増田らは八日に江戸に到着、すぐに藩邸で打ち合わせをしてその日の内に江戸を立ち、木曾路を通じて二八日に大坂に到着している。⁽²⁶⁾ 御先御用以外の受取方の面々は八〜一五日にかけて順次警城平を出立しており、一八日には江戸の和田平兵衛(延岡受取方留守居代)も出立し、和田は東海道を通行して七月一日に大坂に到着している。⁽²⁷⁾

二節 引越道中と幕府への対応

本節では、五月六月に本格化する家中引越についてみてゆく。

延岡への通路に中仙道を通る事は早くから決まっていたが、警城平にやってくる井上家中や代官の通路との関係もあり、警城平から江戸に出る通路が二転三転した。最終的には五月一四日江戸発警城平宛の書状で、水戸街道経由で千住へ出て、板橋から中仙道の木曾路を通る事に決まったと伝えられている。この後、二一日警城平発江戸宛書状では警城平から大坂までの道程宿割についての検討が行われており、二八日には警城平で志賀孫左衛門が見見から大坂までの川船の差

配を命じられている。引越経路決定後、詳細が詰められていく様子が窺われる。

警城平からの報告によれば、受取方渡方以外の家中面々は六月二〇日頃から七月二〇日頃まで順次出立して行き、警城平城引き渡しの一〇日前には引き払ってしまうという段取りであった。また、業務を担わずただ移動するだけの者は凡そ三四〇〜三五〇人程とされている。⁽²⁸⁾ 後述するが関所通行の為に申請した女高は一〇〇〇人を越えていたから、三四〇〜三五〇人の移動というのは、藩士の数と考えられる。家中の引き移りは分散して移動する事が求められていたので、その各々の藩士が家族を連れて一ヶ月の間警城平から出立し続けたのである。

家中屋敷は荒らしたり損じたりする事なく、井上家へ引き渡すべきものであったから、家中出立後の屋敷への対処も必要になった。家中屋敷は引き渡し前に全て空き家にして、屋敷毎に帳面を仕立て百姓の番人を付けておき、引き渡しの際にこの番人から帳面を以て井上家側に渡される事になっていた。⁽²⁹⁾ しかし、警城平の家中屋敷は凡そ五〇〇軒余あり、当初予定の番人の設定では費用がかかり過ぎる為、実際には大屋敷のみに番人を付け、他は一町毎に仮番所を建てて四、五人ずつ番人を配備する事になった。⁽³⁰⁾

延岡への引き移りにあたって、特に幕府とのやり取りが生じたのが、荷物の輸送に伴う武器改と女の関所通行である。警城平から江戸を通じて延岡へ移動する今回の転封では、家中家族の女に対する関所通行の手続きが必要になった。家中の各家から延岡へ引き移る女の数を申請させ、髪型などの特徴と共にその数をまとめる作業にはかなり手間取っている。最終的には六月一三日に幕府へ女高一〇四五人で女手形を申請している。

女手形の申請同様に苦労したのが武器改である。廻船される荷物には武器も含まれていたから、それらについては浦賀番所で船改を受けなければならなかった。五月二日江戸発警城平宛書状で、入札の結果、荷物廻船請け負い人は日本橋の井上重右衛門に決まった事が伝えられている。江戸屋敷からの説明によれば、荷物廻船請け負い人は、江戸は勿論、大坂とのやり取りもこなし、浦賀番所への対応なども呑み込んでいなければならず、常態の者では務めがたい為、江戸でもこれ

に対応できる者は入札をした三名しかいなかったと言⁽³¹⁾う。

浦賀番所通船時の武器改について、国許では書面の確認程度で済むと思っていたが、改めは荷物の中の鉄砲や具足を実際に確認するものであった。五月一四日江戸着磐城平差出の書状では、請負人から武器改に適した梱包方法を教えられたが、既に荷造りはほぼ終わっており、やり替えには大変な費用がかかると歎いている。この書状を受けての行動であろうか、五月一七日、留守居の宇野與太夫は浦賀奉行青山俊延用人に面会している。そこで、鉄砲弓矢鎗は小口から数が確認出来るように荷造りしておかないと荷を解かれてしまう事、具足馬具は梱包した状態で改める事などを教えて貰っている。具足馬具は荷包みの改めですむという事ではあるが、やはり武器改は厳しいものであった。その後、七月一二日に浦賀番所通船鉄砲并武具員数証文を提出し、一五日に酒井忠恭ら老中連印の裏書を貰っている。なお、碓氷関所、福島関所、浦賀番所の通行については、書類の手続きに留まらず、それぞれ一名ずつ立ち合い役人を派遣し問題が生じないように様々に気を配らせている。

三節 郷村高帳の提出

本章の最後に六月に山場を迎える郷村高帳の提出状況を見ておきたい。⁽³²⁾ 三月二〇日の勘定所の郷村高帳提出指示以降、磐城平からの大まかな下書提出や記載についての質問などが行われている。これらを経て四月一日に江戸から磐城平に、小物成が複雑な村二、三ヶ村分をひとまず作成して提出する様にと伝えられた。全部を作成した後で勘定所から修正指示が出ると手間がかかる為で、問題が生じそうな例で指示を貰ってから、残りの村の分を作成するという段取りであった。同一八日に、指示された数ヶ村分の郷村高帳が磐城平から江戸へ届いている事が確認出来るが、郷村高帳に関するその後の動向はしばらく記載されていない。⁽³³⁾ 約一ヶ月後の五月二一日、国許から郷村高帳が届けられているので、この間に数ヶ村分の郷村高帳を勘定所へ提出し、勘定所からの反応を国許へ伝えて、全村分を作成させたという事であろう。

内藤家では、この郷村高帳を勘定所で確認してもらい、指示があれば書き改め、なければ清書を磐城平で作成する心づもりであった。しかし、郷村高帳を勘定所に提出すると、尋ね事があるので帳面を作成した役人を江戸に登らせる様に指示されてしまう。二五日江戸発磐城平宛書状でこの旨が伝えられ、二八日には磐城平で下郡の大和田織右衛門、勘定人の根本伊兵衛にこの件の対応の為に翌朝までに江戸に向け出立する様に命じている。⁽³⁴⁾

六月三日に留守居宇野與太夫が勘定所に出向き、尋ねられた事項に対する回答書を提出しているが、そこでも国許から役人が来たら連れて来る様に催促されている。三日夕方に磐城平から大和田織右衛門らが到着し、五日に宇野と大和田が勘定所に向いた。三日に提出した回答書と郷村高帳の付き合わせ、大和田への確認などが行われ、提出した郷村高帳の内容で了承されている。⁽³⁵⁾ 郷村高帳提出については、一応ここで一山越えたとと言えるだろう。内藤家側は下書のつもりで提出した郷村高帳であったが、勘定所から急いでいるのでこの郷村高帳へ奥書をし、必要なものは付札をして提出する様にとの指示を受け、更に追加提出する帳面の指示も受けている。結局、郷村高帳関連の書類の提出が全て終了したのは六月後半になった様で、郷村高帳作成の為に磐城平から江戸に登っていた勘定人根本伊兵衛、岩崎織七、大谷甚右衛門が御用終了につき江戸を立ったという記録が六月二六日条に記されている。

四章 七月・八月 城受け取り渡し

一節 代官とのやりとり

七月に入ると所替に伴う上知の続きが行われた。⁽³⁶⁾ 七月一日、勘定所において、この度の所替で内藤政樹の領知が上知となるので、代官竹垣治部右衛門は磐城平領高一〇万六九〇石九斗六升を預かる様にとの書付（Aとする）が、代官竹垣の手代鈴木三四郎に渡された。勘定所には内藤家留守居宇野與太夫も呼ばれ、代官竹垣の手代鈴木に書付を渡した旨伝えられた。

呼び出しに応じ、翌日も宇野が勘定所に出向くと、新たに受け取る領知の領知

村附帳二冊と目録一通を渡され、代官岡田庄太夫へ相談して郷村を受け取る様にと命じられた。新領は、高八万四九石八斗式升四合勺壹才で、内訳は牧野藩領から引き渡される日向国臼杵郡・宮崎郡、豊後国大分郡・国東郡・速見郡が計高六万四百九拾九石八斗式升四合勺壹才、代官岡田庄太夫から引き渡される幕領分が二万石であった。

また同日、勘定所にて代官竹垣の手代鈴木三四郎からAの書付の写に竹垣治部右衛門差出、内藤備後守(政樹)宛所で郷村を引き渡すべき旨書き継いだもの(A)を二通渡された。一通は内藤家側が受領し、一通はさらに宇野與太夫差出、竹垣治部右衛門宛所で受け取りの旨を書き継いで、手代鈴木へ返却された。この受領のやりとりは、本来は大名屋敷に代官手代がAを持参して行われる先例であるが、関係者が勘定所にそろって出向いている為、牧野・井上家と相談の上、勘定所でやりとりする事にしたのだという。

三日、内藤家では、昨日受け取った領知村附帳二冊と村附目録一通の本書と写を代官岡田方へ持参し代官岡田の手代川村良介へ渡した。本書は代官岡田の豊後国日田陣屋へ送るとの事で、写の方に庄太夫の奥書がなされ内藤家側に返された。転封では城と郷村が大名から大名に引き渡される。郷村引き渡しは、内藤家が六月末に終わらせた①郷村高帳提出、七月一日から行われた②領知の上知と代官への預け、③新領の郷村の通知、という形で進んでいく。城引き渡しと上使の關係と同じ様に、郷村の引き渡しは代官を通じて行われ、大名間で直接行われるものではない。この点について、七月一日江戸発警城平宛の書状で

御所替之節ハ唯今迄之御領地 公儀江被差上候付、御代官様御出御受取、其上二而井上様御拝領之土地從 公儀御渡被成候意味二而、御代官今井上様江御引渡被成候、右二付新領主江御譲り被成候訳二者無之候、因是諸帳面とも
に御代官様江御引渡申候、直二新領主江帳面引渡ハ無之候由

と説明されている。

表高については変更がなくても、所替に伴い領知を引き移れば、土地の生産力によって実高が変わってくる。三月に所替の命が下ってからこの段階まで内藤家

は実際にどの郷村が新領知に割り当てられるかという事は知らされておらず、ゆえに新領知の実高も把握できていない。この段階で初めて、新領知の郷村を実高を以て知らされるのである。

二節 警城平城引き渡し

最後に警城平、延岡での城引き受け渡しの経緯を時系列で追っていく事にしよう。まず、警城平城引き渡しの様子を見て行く。³⁷⁾

七月二八日には渡方留守居宇野與太夫が警城平に到着し、井上家中も段々に警城平に到着していた。先述した様に、家中屋敷は引き渡し前に全て空き家にしておかねばならず、引渡の一〇日前には家中は引き払う事になっていた。これは引き渡しの際に残っている内藤家中にも適用されるもので、二八日には内藤家中も屋敷を引き払い町方へ移っている。また、役所も同様で、二八日には諸役所を引き払い、役人達は内藤家側の会所に設定されている長橋町性源寺に向く事になった。同様に、井上方面にも会所が設定されていて、これは菩提院町菩提院となっている。引き渡し前のこの一〇日程は、新領統治に必要な様々な事項について、担当者に直接問い合わせる事が出来る貴重な時間であるため、井上家側からの働きかけで、郡奉行や町奉行、その他の役人達が両家での会合を持っている。

二九日には、代官竹垣治部右衛門手代衆が到着している。さっそく下郡の渡辺今右衛門、大和田織右衛門が統治情報を記した諸帳面を手代衆へ持参し、内見を受けて帳面の仕立に問題がないかを確認してもらっている。

三〇日、前日に内見を受けた帳面の内受取の為、元々手代の旅宿へ郡奉行、下郡、町奉行が帳面を持参している。目録と照合の上、家老到着後に内受取となる帳面を除き、この段階で内受取を済ませている。この際、町方寺社方帳面も一緒に引き渡している。

八月二日、代官竹垣が用意された旅宿に到着した。名主を始め町在の役人などが出迎え、内藤家中の郡奉行川路仁左衛門、町奉行清水五郎右衛門も出迎えをしている。その後、代官竹垣は旅宿で内藤家渡方の上層部と面談している。帳面内

見の結果問題がなかった事について代官が承知した事、井上方への諸帳面の引き渡しは代官旅宿で行われるが、代官も上使に挨拶する為に登城をする事などが内藤家側に伝えられた。

八月三日、井上家の受取方と内藤家の渡方の面々が菩提院で御用談の参会をした。この時の内藤側の面々が表五となる。この席で統治情報の引き継ぎや城引き渡し及び終了後の対応などが話し合われている。これが終わると、更に役方同士で、取り交わす証文の事や帳面類の事について打ち合わせをしている。

警城平引き渡しに関してはこれ以後のやり取りが殆ど記録されていないが、警城平から江戸への報告によれば、五日に上使建部・石巻は警城平入りし、六日に上使は延岡城内の内見分をおこなった。内見分終了後は、すぐに井上家側が城にやってくる内受取を済ませたという。引き渡し当日の七日は、警城平城にて上使が双方の家老を召し出し、城受け渡しをする様に命じ、城受け渡しは無事終了したと報告している⁽³⁸⁾

三節 延岡城受け取り

次に、延岡城受け取りの様子を見て行く⁽³⁹⁾。

七月一八日には留守居代和田平兵衛、御先御用増田稲右衛門が別船で延岡に入津し、翌日にも内藤家中が段々と到着した。一八日の到着後すぐに和田は牧野家中町奉行加藤勘左衛門に、増田も牧野家中町奉行へ到着の挨拶をしている。この時、和田は加藤に明後日には参会をしたいと伝え、翌日に了解の連絡を受けたが、内藤側の役人が到着しきつていなかったため、この席に双方の役人が出席する事は見送り、ひとまず和田と加藤を中心に参会する事になった。なお、これらのやり取りは、全て延岡の町年寄を通じて行われている。二〇日、和田平兵衛と加藤勘左衛門が参会をして今後の対談の面子や城受け取りについての確認を行い、二三日、二七日も両家の受取方役人、渡方役人が参会している。

二八日に代官岡田の手代熊谷市左衛門が到着した。警城平の事例を踏まえれば、代官手代到着後、牧野家渡方は帳面類の内見を受け、翌日代官手代元メが目録と

照合した上で内受取をしたと考えられる。

八月二日には代官岡田庄太夫が到着、五日には代官岡田の旅宿で内藤家は郷村帳以外の諸帳面の内渡を受けている。これらの帳面は牧野家差出代官宛、奥書が代官差出内藤家宛で「右之通引渡申候以上」などと記されている。これ以外に表立って引き渡すという形を取らず、牧野家の寺社奉行・町奉行・郡奉行・普請方から直接内渡をうける帳面も存在した。これらについては、やり取りに代官が介在せず、両家の参会場所で引き渡してしまい、城引き渡し当日に城でその目録を引き渡すのみであった。この様な形で渡された帳面は、牧野家中差出、内藤家中宛となっている。

城引き渡しの前々日には上使牧野織部・松平藤九郎は所定の旅宿に到着する予定だったが、船の遅延の為、上使牧野織部・松平藤九郎の船が延岡の港に着岸したのは八日、旅宿に到着したのは一〇日の事であった。旅宿に到着した上使牧野織部・松平藤九郎は、城引き渡しを一二日とする事を両家に告げ、五日遅れで城引き渡しが行われる事になった。また、同日上使から次の「覚」が渡されている。

覚

- 一、御黒印御下知之趣認メ候高札建置候間、何茂致拜見候様可申触候
- 一、内藤備後守殿家来中、万端能々被申合、万事作法能様ニ可被致候、尤人数込合不申候様ニ被申合、且火之元等念ヲ入可被申付候
- 一、明日五ツ時過、城内見分、夫々城外見分可申候、城中者用人中案内、城外者軽キ者案内致候様可被申付候
- 一、見分相済候後、双方被申合、苦ケ間敷所者勝手次第、請取渡可有之候、武器蔵致封印置、引渡之朝改、請取渡手廻宜様可被致候、以上

八月十日

牧野織部

松平藤九郎

一条目という高札は、所替にあたっての夫役賦課や年貢・借財などの事、家僕・譜代などの扱い、治安関係の事などで、牧野・松平の上使名で出されたものである。これは一一日に牧野家に渡され、高札場に建てられた。

また、三、四条目には、一日に上使が城内の内見分を行い、終了後は両家で内受け取り渡しをする様にとしている。一日の上使の動きは記録がないのだが、磐城平城で六日に上使建部・石巻が登城して内見分をし、井上家が内受けを行った様に、延岡城でも一日に上使牧野・松平が登城して内見分を行い、終了後内藤家は内受けを行ったものと考えられる。郷村の統治を象徴する郷村帳の受け渡しは正式には城受け取り当日に行われるのだが、一日の内に代官の旅宿にて郷村帳の内渡が行われ、呼び出されていた村役人達へ、牧野家から内藤家に郷村が渡された事が告げられた。

一二日、すでに受け取りの実務は済まされているので、城引き渡し当日は儀式的なやりとりが中心になる。延岡城の鉄砲の間で、上使牧野織部・松平藤九郎、内藤家の家老内藤治部左衛門と組頭加藤又左衛門、牧野家の家老樋口治部左衛門が顔を合わせ、城引き渡しと城受け取りの挨拶を行った。城附武具の引き渡しは、これを弓の間に置き、家老樋口から家老内藤へ目録で引き渡された。また、城内各所、御門、御番所に配備された牧野側家臣と内藤側家臣の入れ替えが行われ、この旨を両家老が上使に報告した。この報告を以て、渡方と受取方は着座の場所を入れ替えている。こうして城引き渡しは終了し、牧野家中は城から引き取っていった。上使は食事の接待を受けて、四ツ時には城を退出した。内藤家では、老中宛の城引き渡し終了を報告する注進状を上使から預かり、これをすぐに送り出している。

この度の内藤家の新領知には、代官岡田庄太夫支配の幕領二万石が含まれていた為、これについては、一四日に引き渡される事になった。富岡新町の陣屋に増田稲右衛門と吉田長右衛門が呼び出され、代官岡田から引き渡しの趣を仰せつけられて、諸書付と目録を渡された。本来は諸帳面も渡される筈であったが、作成が間に合わなかったという事で、これについては目録のみで、出来次第代官岡田の手代を通じて渡されるとの事であった。

おわりに

以上、内藤家の延享四年転封を素材にして、藩内部の視点から転封の実現過程を明らかにした。本稿によって、転封が内藤家中にとってどのような意味をもつものだったか、その一端を示す事ができた。また、転封時における江戸藩邸の重要性や他大名家とのやりとりの重要性などについても触れたが、特に後者の点を踏まえると、今後の課題として大名間のネットワークをとりあげる際、対幕府という局面に限らず、領内経営という局面におけるそれについても注意を払うべきである事が指摘できる。

しかし、紙面の関係から、これらの問題も限定した形でしか示し得ず、触れられなかった問題も多い。さらに、転封後の状況についても検討する必要がある。それらの課題については、他日を期したい。

註

- 1 藤野保『江戸幕府崩壊論』（塙書房、二〇〇八年）より。
- 2 藤野保『幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、一九七五年）、同『江戸幕府崩壊論』（前掲）、所理喜夫「関東転封前後における徳川氏の権力構造について」（『地方史研究』二）、北島正元「三方領知替」と上知令」（『徳川林政史研究紀要』昭和四九年度）、荒川秀俊「慶応二年に行われた転封とその背景」（『日本歴史』一七二）など。また、城郭史の視点から転封時の城受け渡しについて検討した白峰旬の『幕府権力と城郭統制』（岩田書院、二〇〇六年）、「三河国吉田城の受け取り（宝永三年）」と引き渡し（正徳二年）について」（『別府大学大学院紀要』九）、「正徳二年の下総国古河城引き渡しと三河国吉田城受け取りについて」（『史学叢書』三八）、「慶応三年の白河城・棚倉城・川越城の受け取り・引き渡しと前橋見分について」（『城館史料学』六）もある。
- 3 利岡俊昭「減転封に伴う先取貢租返還問題について」（『史観』八四）、宮崎克則「藩主の転封と領民動揺をめぐる問題」（『日本歴史』四四七）、東谷智「大名転封時ににおける領主と領民」（『甲南大学紀要 文学編』一五九）など。

- 4 また、政治史的な転封研究、大名と領知との関係に注目した転封研究とも異なるものとして、谷口昭氏により近世における家産官僚制を検討するという切り口から転封研究が行われており注目される（近世の家産官僚制「名城法学」四一の四、「大名の領知と家産」『名城法学』四二の二、「転封記録の存在形態」一、二『名城法学』四二の三、四三の三、「家中の履歴」上下『名城法学』五四の一、二、三、「転封の世紀」『名城法学』六〇一等）。
- 5 転封関係史料については谷口昭氏が網羅的な調査を行い、多くの史料を紹介している（『転封考史料編問合書』『名城法学』五九の二など）。
- 6 『内藤家文書』一の七の三五。
- 7 順に『内藤家文書』一の二〇の三三三、『内藤家文書』一の二〇の三二二。
- 8 三月二三日江戸発磐城平宛書状によれば、道具類は当用の品は江戸に送って深川町蔵を借りて入れておき、廻船問屋に大阪経由で新所領に送らせる。当用の品以外を湯長谷に一旦預かってもらい追々江戸へ引き取るとしている。湯長谷藩への預けは荷物輸送の経由地ではなく一定期間の保管を前提としたものになっている。最終的には湯長谷藩に内藤家側が土蔵と居所用の長屋を建て、湯長谷御用番として一七名の内藤家中を湯長谷藩内に駐在させる事になった。「万覚帳」四月二十六日条に、御用番一七名の人員と勤め方が記されており、四月中にはこの件については確定したと見られる。
- 9 この書状は二二日夜に磐城平に到着し、翌二三日には郡方に郷村帳の案詞帳面が渡され、帳面作成の指示が下されている。
- 10 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 11 二七日の内藤家留守居からの問い合わせに対し、鳥居家留守居は国許へ確認の上追って回答すると答えた。しかし、この後の「万覚帳」の記録で、鳥居家の回答を確認する事は出来ない。
- 12 「奥州岩城平日州延岡江御所替二付萬留書」より。
- 13 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 14 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 15 注2の白峰氏の論考より。
- 16 四月三日江戸発磐城宛書状で既に宿は三家相談の上、町屋にする事にしたとある。上使から表一の指示を受ける以前に、その内容を把握していた傍証となろう。
- 17 しかし四月二〇日一丁目で出火が発生してしまい、上使宿については再調整をする事になった。
- 18 なお「磐城平城引渡武具并役人之覚」に関しては同日に牧野衆へも渡されている。
- 19 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 20 「奥州岩城平日州延岡江御所替二付萬留書」より。
- 21 四月二六日江戸着磐城平差出の書状で湯長谷道具番の人選について触れており、この書状への江戸からの回答に「二代勤之者此御暇被下可然」とある。
- 22 内藤全稀は既に隠居をしているが、未だ磐城平での藩政の意思決定に深く関わっている。
- 23 五月三日江戸着磐城平差出の書状より。
- 24 なお、増田は、受取方が延岡に到着するのに備えて、町在の借宅の宿割をする御用も担っており、延岡入りした時の肩書きは「延岡御先御用并御請取方御人数宿割兼那奉行増田稻右衛門」であった（『奥州岩城平日州延岡御所替覚帳』より）。
- 25 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 26 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 27 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。なお、受取方が行列時に使用する武具も六月四日には江戸へ届いた。幕や旗竿の不足分を追加し江戸から延岡へ送られる事になっていた。
- 28 六月二日江戸着磐城平差出の書状より。
- 29 三月二八日江戸着磐城平差出の書状に対する江戸からの回答より。
- 30 六月一日江戸着磐城平差出の書状より。
- 31 五月九日江戸着磐城平差出の書状への回答より。なおこの他、磐城平から大坂までの人夫請負人は加賀屋甚右衛門、米屋久右衛門が、伏見から大坂までで家中が乗船する川船と旅籠の差配は伏見御船宿丹波屋仁兵衛、大坂からの家中乗船の請け負いは細屋仁兵衛が行っている（大坂関係は「奥州岩城平日州延岡江御所替二付萬留書」より）。
- 32 なお、この郷村高帳では寛延二〜延享三年までの五年間の物成平均値も書き上げたので、江戸磐城平間の書状のやりとりでは五ヶ年平均帳とも称されている。
- 33 四月一八日江戸着磐城平差出の書状より。
- 34 「奥州岩城平日州延岡江御所替二付萬留書」より。

- 35 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 36 以下の記述は、「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」より。
- 37 以下の記述は、「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」による。
- 38 五日から七日の動きは延享四年「万覚帳」より。
- 39 以下の記述は「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」、「御得替抜書」(『内藤家文書』一の三一の六三)、「延岡御城附并豊後宮崎郷村御代官岡田庄太夫様御引渡被成候覚書」(『内藤家文書』一の二三の三六五)による。

本稿は平成二〇(二二)年度文部科学省科学研究費若手研究(B)「所領移動(転封)の影響を踏まえた譜代大名家文書の構造と伝来過程の分析」(研究代表者 日比佳代子)の研究成果の一部である。

* 明治大学博物館刑事部門学芸員

(二〇二一年三月一日受付、二〇二一年三月五日受理)

Basic analysis of the fief-change (*Tempō*) process: the moving of Naito-clan from Iwakidaira to Nobeoka in 1747 (the 4th Year of *Enkyō*)

HIBI, Kayoko

In Edo-Period the *Bakufu* was authorized to change the Fiefs of *Fudai* Lords. The studies of the fief-change, *Tempō*, process have concentrated on analyzing the political relationship between *Bakufu* and *Han*, investigating the treatment of unpaid taxes or the ceremonies of castle-domain transfer, etc. However it was neglected to analyze the concrete practices of fief-changes: how to move from one estate to another. On the occasion of moving to the new estate the *Han* had to exchange the information with the *Bakufu* and the other *Han*-s, to arrange the migration of hundreds of vassals, their relatives and household effects. The aim of the thesis is to elucidate the concrete process of *Tempō*, analyzing the preparations and the roadmaps of the fief-change of Naito-clan from Iwakidaira to Nobeoka in 1747.